

新築1号保険（義務保険）の戸建住宅が対象です

保険料改定のご案内

2024年4月1日より、住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）の戸建住宅保険料を改定します。
この改定は、かし保険制度にかかるセーフティネットの見直し※に伴うものです。

※ 見直しの内容の詳細は2ページ目をご参照ください。

◆ 改定内容

住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）の **戸建住宅保険料を500円引き下げ** します。

※ 1号保険は履行法に基づく資力確保措置の1つです。

◆ 適用日

2024年4月1日以降の保険契約申込分 より改定後の保険料を適用いたします。

◆ 保険料について

JIOホームページ（<https://www.jio-kensa.co.jp>）にて最新の内容をご確認ください。

▼ 中小企業者向けコース 一般住宅、1号保険、木造2階建ての例

(円)

延床面積(㎡/戸)	保険料(2,000万円)		検査料 (税込10%)	保険料+検査料	
	現行	改定後		現行	改定後
100㎡未満	39,800	39,300	26,290	66,090	65,590
100㎡以上125㎡未満	45,200	44,700	27,940	73,140	72,640
125㎡以上150㎡未満	51,100	50,600	30,910	82,010	81,510
150㎡以上180㎡未満	58,000	57,500	34,430	92,430	91,930
180㎡以上	72,900	72,400	38,170	111,070	110,570

※ 検査料に変更はありません。

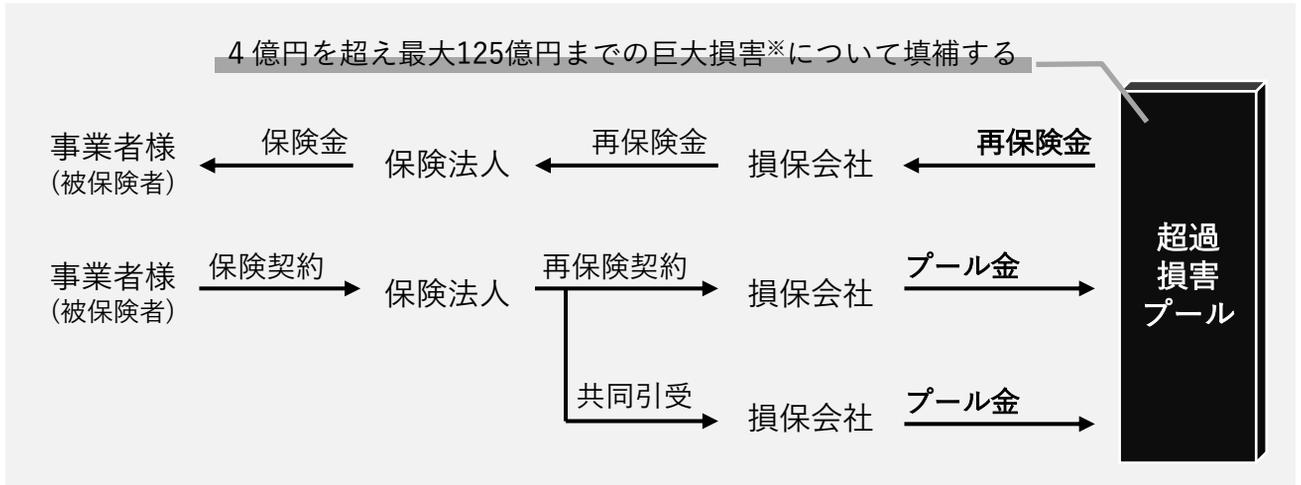
ご注意ください

- この改定は保険料に定額※で含まれるプール金の引き下げに伴うものです。
※ 保険料のうちプール金については保険料割増引係数が適用されません。
- 保険料にかかる割増引係数に変更があった場合、差額が500円とならない場合もございます。
- ご不明な点は、JIO支店・営業所までお問い合わせください。

※ かし保険制度にかかるセーフティネットの見直し について

かし保険制度にかかるセーフティネットとしての“超過損害プール制度”において、超過損害プールとして集積するプール金を見直す運びとなり、戸建住宅プール金を500円引き下げることとなりました。（共同住宅プール金は据え置き）このたびの戸建住宅保険料改定は、この超過損害プール金の引き下げを反映させるものです。

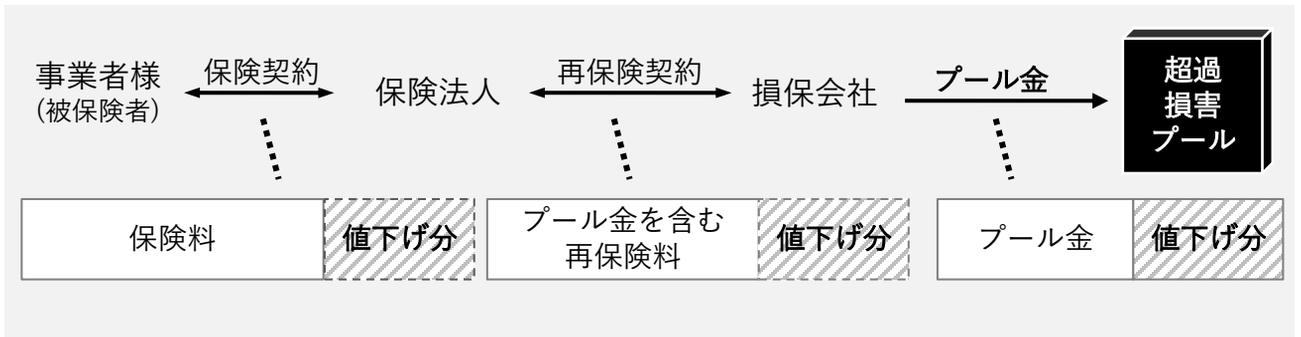
☑ 超過損害プールのしくみ



1号保険は新築住宅を引渡す事業者様の資力確保措置の1つです。この保険は履行法に基づくものであり、消費者保護を目的としています。そのため1号保険では、想定される巨大損害※に対応し、広く消費者を救済できるようセーフティネットとして“超過損害プール制度”を構築しています。

※ 共同住宅の大規模な事故や戸建住宅の多数棟にまたがり連続して生じた事故等

☑ プール金の引き下げ



“超過損害プール制度”は、各保険法人（及び再保険会社）の支払限度額に依らず、巨大損害のリスクを平準化し、対応できるキャパシティの最大化を図るもので、2009年7月より導入されています。この制度では、再保険を引き受ける損保会社が定められた金額を合同で集め、大規模な保険金の支払いに備えています。当社も含め、国交省より指定されている住宅瑕疵担保責任保険法人は、この超過損害プール制度のためのプール金を損保会社を通じて納入しております。